

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会
第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

令和8年1月23日（金）午後2時 開会

議事日程

第1 開 会

第2 議 事

議案第1号 学校給食費の改定について【非公開】

議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部改正について

議案第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例の制定について

議案第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部改正について

報告第1号 令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程について

報告第2号 令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の提出予定議案について

報告第3号 総合的な学習の時間について

報告第4号 各種大会及びコンクール等の結果について

報告第5号 学校事務職員補助者の導入による効果について

報告第6号 鉢盛中学校における部活動の地域移行の進捗について

報告第7号 松本市・山形村・朝日村中学校組合総合教育会議の開催結果について

第3 その他

第4 閉 会

出席者（5名）

教 育 長 曾根原 好 彦

教 育 委 員 百 瀬 司 郎

教 育 委 員 平 林 昌 廣

教 育 委 員 清 沢 郁 恵

中 学 校 長 藤 松 隆 雄

事務局職員出席者

事務局 長 赤 羽 志 穂
事務局 次長 小 西 え み
事務局 次長 布 山 明 彦
事務局 次長 補 佐 降 旗 基
主 任 三 浦 佑 太
山 形 村 古 畑 佐 登 志
教育委員会

事務局 次長 山 名 博 夫
事務局 次長 内 山 真 由 美
指 導 主 事 矢 口 哲 平
事務局 次長 補 佐 伏 見 宏 美
教 頭 小 岩 井 高 徳
朝 日 村 上 條 靖 尚
教育委員会

◎開 会

○教育長（曾根原好彦） ただいまから令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第3回定例教育委員会を開催いたします。

本日は、大池委員のほうから欠席の旨の連絡を受けております。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（曾根原好彦） 本日の会議録署名委員は、平林委員、それから清沢委員、よろしくお願ひいたします。

◎議事進行

○教育長（曾根原好彦） 本日は、議案が4件、報告7件の計11件であります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」との規定に基づき、議案第1号は1市2村内部における審議、検討に関する情報であり、公開することにより率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開にすることとしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） では、議案第1号は非公開としますので、よろしくお願ひします。それでは、早速議事に入ります。

◎議案第1号 学校給食費の改定について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

◎議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部改正について

○教育長（曾根原好彦） 続きまして、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

なお、説明は着席のままです。

内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部改正について、着座にてご説明させていただきます。

まず、1の趣旨でございますが、使用施設の拡大及び使用料の見直しに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の主な内容ですが、まず1つ目が、ソフトテニス部の地域クラブ化を見据えまして、使用できる学校施設にテニスコートを追加いたしました。

2つ目ですが、利用に即した区分とするため、料金区分につきまして、今まで数時間単位だったものを1時間単位に変更いたしました。

3番の松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例につきましては、別紙1、7ページをご覧ください。

こちら、第3条の文言の修正と追加、また、別表第1号と第2号の内容を修正したものでございます。

詳細につきましては、次の新旧対照表でご説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

まず、第3条でございますが、学校施設の使用でございます。現行は、中学校の体育館、教室、運動場及び柔剣道場となっているところを、体育館、教室、運動場、柔剣道場及びテニスコートと、テニスコートが追加となっております。

次に、14ページまで飛んでいただきまして、別表をご覧ください。

今まで（1）施設ということで、体育館、運動場、教室、柔剣道場につきまして、数時間単位で料金を定めていたものを、体育館、運動場、教室及び柔剣道場で午前5時から午後9時まで、1時間あたり100円、そして、テニスコートを追加しまして、午前5時から午後9時まで、1時間あたり1面につき100円と改正をしております。

また、（2）の照明につきましても、今まで2時間以内ということになっておりましたが、それぞれ1時間当たりの金額で修正をさせていただいております。

最初の資料2にお戻りいただきまして、5の施行日ですが、令和8年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見のある方ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○教育長(曾根原好彦) それでは、これより採決いたします。

議案第2号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長(曾根原好彦) よって、議案第2号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例の制定について

○教育長(曾根原好彦) 続きまして、議案第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

説明は着席のままで結構です。

内山事務局次長。

○事務局次長(内山真由美) 着座にてご説明をさせていただきます。

まず、1の趣旨でございますが、こちら、地方公務員法第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づきまして、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、今までは県の条例を参考としておりましたけれども、組合として制定の必要性があると判断をいたしまして、今回新たに定めるものでございます。

2の制定内容ですが、松本市職員団体の登録に関する条例を準用をするものでございます。

3の松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例ですが、別紙1、17ページをご覧ください。

第1条に目的を定めております。この条例は、地方公務員法の規定に基づきまして、職員団体の登録に関し必要な事項を定めると目的を示しております。

そして、この第2条が準用規定になっております。今申し上げました前条に定める事項につきましては、松本市職員の職員団体の登録に関する条例を準用するという内容になっております。

最初の資料にお戻りいただきまして、4番の松本市職員の職員団体の登録に関する条例、こちら参考になっておりますが、19ページが別紙2になっております。こちらが準用の松本市職員の職員団体の登録に関する条例になっております。

次に、5番、地方公務員法ですが、こちら参考となっておりますが、21ページになっております。こちら、条例制定の根拠となる法文になっております。

6番の施行日ですが、こちら、公布の日からということになっております。

説明は以上でございます。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見のある方のご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、これより採決いたします。

議案第3号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部改正について

○教育長（曾根原好彦） 続きまして、議案第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

説明は着席のままで結構です。

内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） では、着座にて説明させていただきます。

こちらの趣旨ですが、令和2年度に破却済みの校長住宅を別表から削除をするとともに、管理市であります松本市の規則に準じた改正を行うものでございます。

2の改正の主な制定内容ですが、まず、1つ目が、令和2年度に破却済みの校長住宅を別表から削除をいたします。

2つ目ですが、管理市である松本市の規則に合わせまして、貸付料の減免、また徴収猶予及び管理人について新たに規定をさせていただきます。

3つ目が、各種様式について新たに規定をいたしました。

3番の松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部を改正する規則につきましては、27ページの別紙1をご覧ください。

こちらに改正前、改正後ということで、数ページにわたって記載をしております。改正後の下線部が引いてある部分につきましては、文言の修正等を加えてございますけれども、新たに追加になった部分についてご説明させていただきます。

まず、27ページの第2条、「名称、位置及び貸付料」の部分が、こちら第2条は、「住宅の名称、位置及び貸付料は、別表のとおりとする。」という修正をさせていただきます。

おめくりいただきまして、28ページになります。

「借受けの申請」というところ、第4条でございます。こちら2項、「管理者は、住宅の貸付を承認したときは、教職員住宅台帳に登載し、申請者に教職員住宅貸付承認書を交付するもの」というところが追加になっております。

お隣のページの29ページをご覧ください。

第7条になります。「貸付料の減免又は徴収猶予」になります。こちら、全て新たに追加をしております。

ページは31ページまで飛んでいただきまして、第16条になります。

こちら「管理人」のところですが、こちらも新たに追加をしております。「管理者は、共同住宅の維持及び管理を行うため必要があると認めるときは、当該住宅の借受者のうちから管理人を選任するものとする。」というような内容になっております。

同じページの第19条、「住宅の貸付」こちらも新たに追加をしております。「管理者は、特に必要と認めるときは、教職員以外の者に対して管理上支障がない範囲で住宅の貸付をすることができる。」というような内容になっております。

ページをおめくりいただきまして、32ページになります。

こちら、別表ですが、先ほど申し上げました朝日村の校長住宅を削除いたしました。

33ページから40ページまで、こちら、様式が第1号から第8号まで、教職員住宅借受申請書等になりますけれども、こちらの様式も新たに定めております。

4の新旧対照表につきましては、別紙2のとおりでございます。

5の施行日は公布の日からとなります。

説明は以上でございます。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見のある方のご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、これより採決いたします。

議案第4号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎報告第1号 令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程について

○教育長（曾根原好彦） 次に、報告事項に入ります。

報告第1号 令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小西事務局次長、お願いします。

○事務局次長（小西えみ） お願いします。

着座にて説明いたします。

令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程についてでございます。資料は59ページをお願いいたします。

1の趣旨にございますとおり、令和8年2月12日開催予定の令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程について報告するものでございます。

61ページをお願いいたします。

2月定例会の日程でございますが、先ほど申し上げましたとおり、2月12日木曜日開催で、会場は松本市役所となります。

1の管理者会ですが、午後2時から開会し、内容欄にお示しの事項について協議をいたします。

次に、定例会は午後3時30分から開催し、定例会前の議員協議会では、監査委員の選任について、また、公平委員会委員の選任について、また、報告事項についてご協議いただき、報告事項としては、学校給食費の改定及び保護者負担額の据置きについてを報告いたします。

引き続き本会議を開きまして、本会議の日程につきましては、次のページ、62ページにお示しをしておりますので、ご覧いただければと思います。

資料61ページにお戻りいただきまして、本会議終了後、休憩を取りまして、再び議員協議会を開催し、お示しの5件を報告いたしまして、閉会となります。

なお、一般質問があった場合は、報告事項の後、一般質問となります。通告の締切りは1月26日月曜日、正午となっております。

以上、会期1日で開催するというものでございます。

説明は以上です。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、本件については承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） それでは、承認と集約いたします。

◎報告第2号 令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の提出予定議案について

○教育長（曾根原好彦） それでは、報告第2号 令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の提出予定議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小西事務局次長、お願いいたします。

○事務局次長（小西えみ） 引き続きお願いいたします。

令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会提出予定議案についてでございます。

2月12日開催予定の当組合議会2月定例会の提出議案について報告いたします。

2の提出議案でございますが、お示しの議案第1号から6号でございます。

まず、第1号、2号につきましては、協議事項、先ほどと同様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

議案第3号 令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算及び令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算につきましては、内山次長から説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○事務局次長（内山真由美） それでは、資料の87ページをお願いいたします。

議案第3号 令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

これからご説明する金額につきましては、1,000円未満を切り捨てて、万円単位といたします。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ5,338万円を追加し、予算総額を2億4,276万円とし、第2条で繰越明許が必要になった経費を計上し、第3条で地方債を追加するものでございます。

次に、議案書の88、89ページをお願いいたします。

補正予算の全体をお示しをしております。今回の補正は、第1表のとおり、歳入歳出それぞれ5,338万円を増額し、予算総額を2億4,276万円とするものでございます。

第2表では、国の補正予算において、公立学校施設整備費が計上されたことから、令和8年度に予算計上する予定でありましたトイレの改修工事を1年前倒しをしまして、表のとおり4,806万円繰り越すこととし、繰越明許費を計上しております。

第3表では、先ほど申し上げたトイレ大規模改造事業に伴う地方債補正として、新たに4,020万円を追加するものでございます。

次に、91ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

補正の主な内容につきましては、議案書の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

歳入の補正内容ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、表の3列目、補正額の欄のとおり534万円の減となります。

内訳は、その下の別表1、維持経費分担金の計の行をご覧ください。

右側のページの調整前欄の朝日村に一括交付されます交付税5,378万円に対し、交付税の決定額はその右の調整後の交付税欄にありますように5,484万円で、差額が右端調整見込額の交付税欄にありますように106万円の増となります。

また、交付税を除いた維持経営費は、調整前の分担金欄の計1億1,612万円から調整後の分担金欄の計1億839万円になることから、左ページ、調整後の令和7年5月1日の生徒数で再度案分し調整するものでございます。

増減額は、表の一番右の調整見込額計の欄の各市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、別表2、学校建築費分担金は、右側のページの調整前欄の朝日村に一括交付されます交付税217万円に対し、交付税の決定額は、その右の調整後の交付税欄にありますように251万円で、右端調整見込額の交付税欄にありますように33万円の増となります。

また、交付税を除いた学校建築費が調整前の分担金の計1,313万円から調整後の分担金の欄1,412万円に増額となることから、左ページ調整後の令和7年5月1日の戸数で再度案分し調整するものです。

増減額は、表の一番右の調整見込額計の欄の各市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、3款国庫支出金は、先ほどご説明をいたしました、公立学校施設整備費が計上されたことから、学校施設環境改善交付金の追加等により741万円を増額するものでございます。

次に、4款県支出金ですが、地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の追加等により368万円増額するものでございます。

また、6款繰越金につきましては、繰越金額の確定により743万円を追加するものでございます。

次に、8款組合債は、補正予算債の4,020万円を追加するものでございます。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。

こちらは歳出です。

3款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額の欄143万円の増は、右のページの説明欄1つ目の白丸、人件費の給与改定等に伴う増額でございます。

2項中学校費、1目学校管理費は、補正額の欄226万円を追加するもので、主な内容は、右ページの説明欄をご覧ください。1つ目の白丸、人件費は、給与改定に伴う追加等128万円の増額でございます。

次に、2つ目の白丸、一般管理費は39万円の減ですが、主に、1人1台端末賃貸借の契約差金等による減でございます。

続いて、3つ目の白丸、要保護・準要保護生徒就学援助費90万円の増は、支給人数が6人増の52名になったこと等によるものです。

次に、4つ目の白丸、特別支援教育就学奨励事業費53万円の増は、支給人数が7名増の18名になったこと等によるものです。

続いて、5つ目の白丸、コミュニティスクール事業費4万円の減は、当初予定をしておりました大豆加工の事業が実施できず、皆減したものでございます。

次に、6つ目の白丸、中学校営繕費32万円の減は、当初予定しておりましたプールろ過器

の取替え工事費が不要となったため、皆減したものです。

最後に、7つ目の白丸、負担金30万円の増ですが、米価等の高騰に伴う学校給食費賄材料費補助の増等によるものです。

次に、96ページ、97ページをお願いいたします。

続きまして、2目教育振興費は、補正額の欄3万円を減とするものです。こちらは、人権教育副読本の購入を予定しておりましたが、令和8年度に改訂されることが判明をいたしまして、購入を延期したことに伴い、皆減となりました。

続きまして、3目学校施設費は、補正額の欄4,801万円を増額するもので、国の補正予算に伴う事業として、説明欄の1つ目の白丸、トイレ大規模改造事業等を計上するものでございます。

4款公債費は71万円を増額するもので、令和7年度に実施をした特別教室と柔剣道場のトイレ大規模改造事業に関わる地方債の償還金の増によるものでございます。

5款予備費は100万円を増額するものでございます。

98ページをお願いいたします。

1、一般職（会計年度任用職員以外の職員）は、正規職員の職員数及び給与費の補正内容をお示したものでございます。人数に変更はございませんが、給料26万円の増、職員手当34万円の増、共済費8万円の増となっております。

次に、99ページをお願いいたします。

2の会計年度任用職員は、会計年度任用職員の職員数及び給与費の補正内容をお示したものでございます。人数に変更はございませんが、報酬125万円の増、職員手当66万円の増、共済費2万円の増となっております。

次に、100ページをお願いいたします。

別表2、繰越明許費では、国の補正予算に伴う4,806万円の繰越しを計上するものでございます。

表3は、地方債に関する調書となります。

議案第3号の説明は以上でございます。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見ある方はお願いいたします。

百瀬委員。

○教育委員（百瀬司郎） トイレの大規模改修は全てのトイレでしょうか。

○教育長（曾根原好彦） 三浦主任。

○事務局主任（三浦佑太） トイレ大規模改造事業は令和6年度から実施しておりまして、令和8年度が最終年度になります。

令和8年度に管理棟のトイレの改修工事を実施し、鉢盛中学校の全てのトイレ工事が完了するということになっております。

○教育委員（百瀬司郎） 1階と2階を実施するというところで。

○事務局主任（三浦佑太） 1階と2階を行います。

○教育委員（百瀬司郎） 分かりました。

○教育長（曾根原好彦） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） では、ただいまから集約したいと思います。

本件については承認としたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） ありがとうございます。

では、続けて当初予算をお願いします。

○事務局次長（内山真由美） 101ページをお願いいたします。

議案第4号 令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算についてご説明させていただきます。

令和8年度当初予算でございますが、第1条のとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億588万円とするもので、前年度対比1,650万円の増となっております。

102ページ、103ページをお願いいたします。

記載の予算額につきましては、表示は1,000円単位でございますが、説明は1,000円以下を切り捨てて万円単位でお伝えをいたしますので、ご了承ください。

当初予算全体をお示しをしております。予算の総額については、先ほど申し上げたとおりでございます。

104、105ページをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明いたします。

104ページ左上、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、本年度欄1億9,793万円で、前年度比1,271万円の増となっております。このうち右ページの維持経費分担金は1億7,767万円となっております。

右ページの説明欄の表中、朝日村に一括算入される交付税については5,536万円を見込み、その右の分担金欄のとおり、交付税を除いた1億2,230万円を令和8年5月1日見込みの生徒数で案分をし、各市村にご負担をお願いするものでございます。

また、その下、学校建築費分担金は2,026万円で、右ページの説明欄の表中、朝日村に一括算入される交付税分は251万円を見込み、その右の分担金欄のとおり、交付税を除いた学校施設費及び公債費の一般財源相当額1,775万円を令和7年12月1日現在の戸数で案分をし、各市村からご負担をいただくものです。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目組合負担金は14万円を見込んでおります。

104ページ中ほどの3款国庫支出金は、特別支援教育就学奨励費補助金65万円を見込んでおります。

4款県支出金、1項県補助金、1目教育費補助金は87万円を見込んでおります。こちらは、

部活動指導員の報酬に充当するもので、補助率は国・県合わせて3分の2となっております。

4款県支出金、2項県負担金、1目教育費県委託金は394万円を見込んでおります。こちらは、部活動地域移行に関するもので、補助率は国・県合わせて3分の2となっております。

5款財産収入ですが、教職員住宅の貸付け収入33万円を見込んでおります。

次に、106、107ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

歳出の基礎となります学級数は、35人定員とした場合の普通学級が10学級で、前年度比1学級の減、特別支援学級は前年度と同数の5学級で、計15学級、生徒数の見込みは前年度から38人減の359人で算定を行っております。

上から、1款議会費は、本年度予算額40万円で、前年度と同額であります。

続いて、2款総務費は14万円で、こちらも前年度と同額であります。

左下、3款教育費は1億8,732万円で、前年度比1,397万円の増となっております。

1項教育総務費は3,767万円で、前年度比386万円の増となっております。

主な内容ですが、107ページの説明欄をご覧ください。

一番下の白丸、人件費2,880万円は、人事院勧告による職員の給料改定等の増により、前年度比217万円の増となっております。

次に、108、109ページをお願いいたします。

最初の白丸、一般管理費ですが、上から1つ目の黒ポツ、事務費等は、部活動指導員2名が補助対象となる配置年数を超過したことに伴いまして、地域アスリートの報償費増などにより、前年度比90万円の増となっております。

2つ目の白丸、部活動地域移行事業ですが、1つ目の黒ポツ、事務費等の使用料は、鉢盛クラブで使用する連絡アプリの使用料44万円を計上しております。

2つ目の黒ポツ、委託料は、地域クラブ連絡事務局の委託料として549万円を計上しております。

続きまして、2項中学校費は1億4,965万円で、前年度比1,011万円の増となっております。

1目学校管理費は1億4,612万円で、前年度比769万円の増となっております。

主な内容として、説明欄1つ目の白丸、人件費4,049万円は、人事院勧告による職員の給料改定等の増により、前年度比201万円の増となっております。

2つ目の白丸、一般管理費4,331万円は、前年度から3,212万円の減となっており、主な要因は、教科書改訂に伴う教師用教科書、教師用指導書の減となっております。

また、ICTに関する予算を後ほどご説明をいたします学校教育情報化推進事業の集約したことに伴い、修繕料等が減となっております。

続きまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

説明欄1つ目の白丸、授業用校用備品充実整備費1,336万円は、前年度比1,119万円の増で、除雪費、体育館スクリーン、体育館と柔剣道場に配置をいたします気化熱冷風機の購入によ

るものでございます。

2つ目の白丸、特別支援教育就学奨励事業は143万円で、前年度比44万円の増で、対象者の見込み数増によるものでございます。

また、要保護・準要保護生徒就学援助事業費は、令和8年度より、認定、支給等の事務を構成市村へ移管することに伴いまして、皆減となっております。

6つ目の白丸、中学校営繕費は、グラウンド排水路補強工事など、520万円を計上しております。

8つ目の白丸、学校給食管理運営費359万円は、前年度比184万円の増で、調理用回転釜の購入によるものでございます。

9つ目の白丸、学校教育情報化推進事業費2,736万円は、ICTに関わる予算を一般管理費から組み替えたものでございます。主に1人1台端末の賃貸借、端末の修繕、ネットワーク保守等に関する経費を計上してございます。

10番目の白丸、負担金は771万円を計上いたしております。これは、主な内容としまして、給食費の保護者負担額を据え置くための費用を計上しております。

次に、112ページ、113ページをお願いいたします。

2目教育振興費は29万円で、前年度額と同額となっております。こちらは、人権教育副読本の購入に関わる経費を計上しております。

3目学校施設費は324万円で、前年度比242万円の増となっております。主な内容ですが、給食棟の屋根塗装等工事の工事請負費を計上しております。今回の工事によりまして、令和2年度から実施をしていた校舎屋根塗装事業は完了いたします。

また、令和7年度から繰越し事業である管理棟のトイレ大規模改造事業の工事監理手数料を計上しております。

4款公債費は1,702万円で、前年度比253万円の増となっております。主な要因ですが、令和7年度に実施いたしました特別教室棟、柔剣道場のトイレ大規模改造事業の地方債の償還金を計上したことによるものです。

5款予備費は、前年度と同額の100万円を計上しております。

次に、114ページをお願いいたします。

このページから117ページまでは、附表1、給与費明細書でございます。

114ページの1、特別職につきましては、表の一番下の比較欄のとおりでございますが、その他の特別職につきましては、前年度比7万円の減となっております。

その下の一般職、会計年度任用職員以外の職員、(1)総括の職員の本年度の欄は、事務局職員1名、栄養士1名の計2名となっております。

少し飛びまして、117ページをお願いいたします。

3、会計年度任用職員、(1)総括の表の職員、今年度の欄は、パートタイム会計年度任用職員25名となっております。会計年度任用職員の職員手当は1,024万円を計上しておりま

す。

118ページをお願いいたします。

附表2といたしまして、債務負担行為に関する調書でございます。

表の1番上は空調設備整備事業として、限度額1億3,543万円、令和7年度までの支出額4,853万円、令和8年度以降の支出予定額8,690万円としております。

次に、空調設備整備事業（第2期分）といたしまして、限度額7,920万円、令和7年度までの支出額3,201万円、令和8年度以降の支出予定額4,719万円としております。

次に、ICT支援・アカウント管理業務委託料といたしまして、限度額971万円、令和7年度までの支出額が395万円、令和8年度の支出予定額は576万円としております。

次に、校務用印刷機器使用料ですが、こちらは、昨年度、スマート印刷機使用料と記載していましたが、契約件名の変更に伴いまして、名称を変更してございます。令和7年度までの支出はございませんので、令和8年度以降の支出予定額284万円としております。

最後に、新たにLED照明器具借上料といたしまして、限度額3,929万円、令和7年度までの支出はございませんので、令和8年度以降の支出予定額3,929万円としております。

最後に、附表3の地方債に関する調書をご覧ください。

表の右端、令和8年度末の本組合の借入金残高は1億5,615万円となる見込みでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

○教育長（曾根原好彦）では、ただいまの説明に対して質問、ご意見等ある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦）では、続けて。

○事務局次長（小西えみ）続きまして、提出予定議案の議案第5号の監査委員の選任について説明いたします。

資料は、人事案件の資料の127ページをお願いいたします。

監査委員の選任についてでございます。

監査委員ですけれども、全体で2名おりますけれども、2名のうち議会選出として山形村から選出いただいております大池俊子議員が令和8年3月22日をもって任期満了となるものです。山形村から引き続き大池委員を選出いただきましたので、改めて選任をお願いするものでございます。

任期は、令和8年3月23日から4年間でございます。

こちらは、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

経歴等につきましては、次のページに記載してございますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○教育長（曾根原好彦） 質疑、意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） 引き続きということによろしいでしょうか。

お願いします。

○事務局次長（小西えみ） 引き続きまして、議案第6号として、公平委員会委員の選任について説明いたします。

資料は129ページをお願いいたします。

後任委員でございますけれども、申合せによりまして、各市村からそれぞれ1名を選出し、委員長は松本市の公平委員が務めるということになっております。

今回、山形村選出の山口隆也氏が令和8年2月22日をもって任期満了となります。そのため、山形村から根橋範男氏を選出いただきましたので、選任をお願いするものでございます。

任期につきましては、令和8年2月23日から2年間で、こちらは地方公務員法第9条の2第2項に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

経歴等につきましては次のページに掲載してございますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

前の山形村教育長ですね。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、本件については承認としたいと思います、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） それでは、承認と集約いたします。

◎報告第3号 総合的な学習の時間について

○教育長（曾根原好彦） では、続きまして、報告第3号 総合的な学習の時間についてを議題といたします。

学校長の説明を求めます。

着座のままで結構です。

藤松学校長、お願いいたします。

○中学校長（藤松隆雄） では、着座にて失礼をいたします。

報告第3号 総合的な学習の時間については、本校の総合的な学習の時間の諸活動について

て報告するものであります。

1、2年については昨年度と同様の内容でございますので、本報告では、3学年が行いました新しい事例について1例ご報告をさせていただきます。

2番、金融講座の実践であります。

本校では、白峰タイムという総合的な学習の時間、中3で行っておりますけれども、資料は6講座となっておりますが、正しくは7講座であります。失礼をいたしました。自ら選択をして、1年かけて追究しております。

昨年度と今年度、本校は金融教育指定校になっておりましたので、新たに金融講座を設け、探究を続けてまいりました。

この講座では、地域活性化、地域経済の活性化というものをテーマに、中学生としてどんなことができるかというふうに検討をしていく中で、松本大学の三澤先生やアイシティ21の井上副社長等の協力をいただく中で、10月に同店を会場としたポヌールマルシェというものを開催いたしました。フランス語で幸せというような意味です。本校の鉢盛にPをつけてハッピーという名前の地域振興券を発行し、こちらのマルシェで使用できるようにしました。

地元の事業所、14の事業者に出店をいただき、地域振興券等在那个場で使ってご購入いただくという仕組みを整えました。マルシェ当日は大盛況となり、ほぼ全ての商品が売り切れたというような報告を受けております。本講座の目的であった地域経済の活性化という意味では、4万円の原資で70万円が動いたということで、子供たちは大いに手応えを感じたということでもあります。

終了後の授業では、収益金の確認及び参加事業者からのフィードバック等を通じた振り返りの学習を設定し、子どもたちは課題と達成感を共有したということでございます。

次年度へ向けてですが、金融教育の実践につきましては、今年度末をもって指定校が外れますけれども、今後もこういった取組を継続していけるよう、松本大学の三澤先生、それからアイシティ21井上副社長等の協力も取り付けながら、各機関と連絡調整を行いながら、次年度、どういうふうにやっていくかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見ある方はお願いいたします。

百瀬委員。

○教育委員（百瀬司郎） この事例については、12月の総合教育会議で実践の報告、大変素晴らしい実践だなというふうに聞かせていただいたところであります。

そのときにもお話ししましたが、社会とつながる、今後の社会を見る、体験するという、非常に画期的な事例だったなと思いました。

このような事例が、単発で終わるというようなことだと、とても寂しいところがあります。3番の（2）で取組の継続というような方向が示されておりますが、今回のようなマルシェ

をやる方向なのか。または、別の方法なのか。どのようなイメージは持っているのでしょうか。

○教育長（曾根原好彦） お願いいたします。

○中学校長（藤松隆雄） 今年度と同じことが来年できるかどうかというのは、現段階では見通しは立っていないですが、先ほども名前が挙がりました三澤先生は、全体指導、総合的な学習全体指導という立場で継続してご指導いただくようにご依頼申し上げます。

また、アイシティ21の井上副社長とも連絡をとらせていただいて、今後も協力していただけると聞いております。

以上です。

○教育委員（百瀬司郎） あとは学年の子供たちの希望もありますね。

○中学校長（藤松隆雄） 実は次年度、学級数が1つ減って人数が減るので、今の講座が維持できるかというところもありまして、しっかりと見通しは立っていないです。

○教育委員（百瀬司郎） ぜひ、大事な活動としてこの中に位置づけていただければありがたいなと思います。

以上です。

○教育長（曾根原好彦） ほかにございますでしょうか。

平林委員。

○教育委員（平林昌廣） 関連して、大きなお金を扱っている授業として、中学生として。今のところプロパー役になっている担当の先生方のご負担みたいなのがどうなのか聞かせてもらえればありがたい。

○教育長（曾根原好彦） いかがでしょうか。

○中学校長（藤松隆雄） 確かに金融講座の担当職員はいるのですが、組合で雇用していただいているコーディネーターが積極的に関わっているので、教諭の負担はそれほど大きいものではありません。

○教育委員（平林昌廣） 少し心配だったのでお伺いしました。ありがとうございます。

○教育長（曾根原好彦） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、集約いたします。

本件については承認としたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） では、承認と集約いたします。

◎報告第4号 各種大会及びコンクール等の結果について

○教育長（曾根原好彦） 続きまして、報告第4号 各種大会及びコンクール等の結果についてを議題といたします。

学校長の説明を求めます。

藤松学校長、お願いします。

○中学校長（藤松隆雄） では、着座にて失礼いたします。

報告第4号は、各種大会及びコンクールの結果、令和7年8月末から令和8年1月に実施された部活動各種大会の結果を報告するものであります。

具体的な内容については、一つ一つ触れられませんので、ご覧をいただければと思います。特筆すべき成果として、134ページをご覧ください

長野県中学校総合体育大会冬季スケート大会でございまして、1月5日、6日に行われまして、本校今井地区の生徒ですが、桃井瑠璃音さんが2種目で優勝をいたしまして、3,000メートルは自己新ということでありました。2種目の優勝ということで、県の最優秀選手賞というものも併せて頂戴し、全国大会へ進出することになりました。

8番ですが、この後も地域移行の件がございまして、今後の部活動につきましては、令和7年度当初、14の部活動がございましたが、部員数の減少や他のクラブチームに所属する生徒等の関係で、今年度末をもって男子バレー部、サッカー部につきましては廃部となる見込みであります。

令和8年度につきましては、平日の部活動が夏季大会終了後、現段階では1学期末と見込んでおりますけれども、その後については鉢盛クラブに移行する予定でございまして、

休日について、8年度当初から鉢盛クラブで活動するという形に変わってまいります。

以上です。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対してご質問とご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） では、集約いたします。

本件については承認したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） それでは、承認と集約いたします。

◎報告第5号 学校事務職員補助者の導入による効果について

○教育長（曾根原好彦） 続きまして、報告第5号 学校事務職員補助者の導入による効果についてを議題といたします。

内山事務局次長の説明、お願いいたします。

○事務局次長（内山真由美） では、学校事務職員補助者の導入による効果についてご説明させていただきます。

まず、1番ですが、鉢盛中学校におきまして、令和6年度から独自に採用しております学校事務職員補助者の導入効果につきまして、今回報告させていただきます。

2の経過につきましては、令和5年10月に第2回定例教育委員会におきまして、生徒数の減少に伴いまして、令和6年度から教職員数が5名減となることについて、教員が行っている事務を担う職員を雇用して負担軽減を図ることが提案されました。

令和6年1月の第3回定例教育委員会で、2月定例会に提出します議案、令和6年度一般会計予算におきまして、学校事務職員補助の person 費を新たに計上することについてご報告させていただきました。

また、同年2月に、2月定例会で令和6年度一般会計予算について議決を得ております。

3番の学校事務職員補助者の業務内容ですけれども、主に学校徴収金の徴収及び管理に関する4つの業務を担っていただいております。

まず、金融機関での出入金、学年費の集金、未納者への督促状の作成、通知発送業務、そして学年費の予算執行、会計報告の作成ということになっております。

4番の学校事務職員補助者の勤務実績ですけれども、勤務日数、時間数につきましては記載のとおりでございます。

勤務日数と市内出張の回数が120ということと同じになっておりますけれども、これにつきましては、勤務日に1回出張を行っていうということではなくて、1日複数回のときもありますし、ないときもございます。

ページをおめくりいただきまして、5番、教員業務支援員との違いについてです。

鉢盛中学校では、令和2年度から教員業務支援員が県により配置をされております。こちらにつきましては、文部科学省で示されております学校・教師が担う業務に係る3分類における教師の業務ですけれども、負担軽減が可能な業務を行っております。

それに対しまして、学校事務職員補助者は、基本的には学校以外が担うべき業務の学校徴収金の徴収、管理を行っております。こちらについては、この下の図をご覧くださいと思います。

一番左の部分が基本的には学校以外が担うべき業務というところがありまして、その下の③学校徴収金の徴収・管理、こちらを学校事務職員補助者が担っております。

右端の教員の業務だが、負担軽減が可能な業務ということで⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、こちらが教員業務支援員の業務ということになっております。

6番、学校事務職員補助者に対する学校の意見、こちらにつきましては、学年会計の担当教員は、令和5年度まで授業がない空き時間に事務を行っていましたがけれども、現在は、この学校事務職員補助者が業務補助をすることで、生み出された時間で生徒に向き合い、本来の業務や校内で行う業務に専念できるようになったと伺っております。

7番の学校事務職員補助者導入による効果ですけれども、導入によりまして、教員でなければできない業務に専念できる時間が増えたということから、一定の効果が得られたと考えます。

また、令和4年度に実施をされました教員勤務実態調査によりますと、学納金関係の事務はやはり負担感が多いけれどもやりがいが高いという結果が出ておりますので、教員の精神的な負担軽減にもつながっていると考えます。

8番の今後の方針ですけれども、令和8年度以降も学校事務職員補助者を雇用しまして、引き続き教員の働き方改革を図っていきたいと考えます。

説明は以上でございます。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見ある方のご発言をお願いいたします。

百瀬委員。

○教育委員（百瀬司郎） お願いします。

学校事務職員補助者、組合独自の支援員ということですよね。

鉢盛中には入っているということですが、松本市のほかの学校には何人か入っているのでしょうか。

○事務局次長（内山真由美） 松本市では入っておりません。鉢盛のみです。

○教育委員（百瀬司郎） 鉢盛のみ。

○事務局次長（内山真由美） はい。

○教育委員（百瀬司郎） この鉢盛のみという理由は何かございますか。

○教育長（曾根原好彦） 三浦事務局主任。

○事務局主任（三浦佑太） 鉢盛に導入した経過としては、まず、経過のところに書いてある10月の教育委員会で、教員の激減対策並びに教員の働き方改革の結果ということで導入をしようという話になりました。

まずは鉢盛中学校のほうで導入をした結果を見て、ほかに波及する効果が得られるかというところを検証しようということでもございました。

以上になります。

○教育委員（百瀬司郎） そうすると、今のところ鉢盛独自の事業ということで、検証しているかというような段階だということですね。

この結果を見ますと、学校以外が担うべき事務の中で学校徴収金の管理という業務に手をつけたということで、非常に画期的な動きだなと思いました。先生たちの学年会計に費やす時間は小学校もそうですが、中学校ではかなり手がかかるのではないかと思うので、学校の先生たちの負担軽減にかなりつながっているのかなと、そんなふうに見させていただいたところであります。

学校事務職員補助者が3学年分の会計をやっているということだと、学校徴収金の徴収、あるいは学年費会計の仕事だけで1年を通して仕事があるということでしょうか。

○教育長（曾根原好彦） 学校長。

○中学校長（藤松隆雄） おっしゃるとおりでありまして、3学年分の学年会計に加えて、生

徒会会計やPTA会計も全て担っています。なので、勤務日は全て会計事務を行っています。

○教育委員（百瀬司郎） それだけ業務があると。

○中学校長（藤松隆雄） あると私は思います。

○教育委員（百瀬司郎） そういう意味では非常に有効な、先生方の働き方改革の手だてになると思いました。

これから、事務職員補助者がほかの仕事もやっていくというようなことは、時間的にも難しいということですかね。

○教育長（曾根原好彦） 三浦主任。

○事務局主任（三浦佑太） 学校事務職員補助者の勤務時間は、1日2、3時間で週2日、3日程度ということになりますので、ほかの業務を担うとなると今の勤務条件ですと厳しいかと思います。

○教育委員（百瀬司郎） 分かりました。ありがとうございました。

○教育長（曾根原好彦） ほかにございますでしょうか。

清沢委員。

○教育委員（清沢郁恵） この学校事務職員補助者の方は徴収金の管理をされているということで、鉢盛中学校の徴収金、徴収の日が近づくと、引き落とし日と金額の連絡がアプリで保護者に送られてきています。とても細やかな対応していただいて、大変ありがたいな思っているところです。

以上です。

○教育長（曾根原好彦） それでは、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、ただいまから集約したいと思います。

本件については承認としたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） それでは、承認と集約いたします。

◎報告第6号 鉢盛中学校における部活動の地域移行の進捗について

○教育長（曾根原好彦） 続きまして、報告第6号 鉢盛中学校における部活動の地域移行の進捗についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

小西事務局次長。

○事務局次長（小西えみ） お願いいたします。

まず初めに、趣旨でございます。

鉢盛中学校における部活動の地域移行、いわゆる鉢盛クラブへの移行につきまして、現在の進捗状況と今後の運営方針等を整理し、ご報告するものでございます。

移行のスケジュールについてでございますが、当初は1月からクラブへのスタートを目指して進めておりましたが、顧問、クラブ指導者、保護者への説明等、調整に時間を要したことから、開始時期を2月からのスタートに変更いたしました。

これまでの経過としては、部活動指導員や外部指導者との個別面談、顧問へのアンケート調査、現地確認、3者面談などを段階的に行いまして、2月、3月を試行期間として4月以降の本格運用につなげていく流れで準備を進めております。

続きまして、休日における指導体制についてでございます。

鉢盛クラブとしての移行予定は9クラブで、男子バスケ、女子バスケ、女子バレー、卓球、吹奏楽、合唱、男女ソフトテニス、バドミントン、演劇となっております。そのうち6クラブが2月の開始で、3クラブが4月の開始の予定となっております。

指導者につきましては、これまでも部活動指導員としてご指導いただいた方及び既存の地域クラブで既にご指導いただいている方になります。

なお、美術部につきましては、放課後時間の活用で創作活動の場を検討しております。

野球部及び陸上部につきましては、令和8年度までは平日活動を継続して、その後、地域クラブへ移行を予定しております。

サッカー部と男子バレーにつきましては、他地域クラブへの移行となっているため、廃部となっております。

138ページをお願いいたします。

4の試行期間中の会費についてでございますが、令和8年3月までの体験期間中は会費を月額3,000円といたしまして、指導者報酬に充てます。指導者報酬以外に発生する活動費につきましては、その都度、クラブごと参加者の自己負担といたします。

また、体験期間中は、連絡アプリの使用料やスポーツ安全保険の一部について、連絡事務局が負担をいたします。

オンライン決済につきましては、事業者審査に時間を要するために、体験期間中は現金集金として、本格運用となった際にアプリでの集金を予定しています。

指導者報酬は、主たる指導者が月額1万2,000円、副指導者が月額8,000円ですが、算出根拠としては、お示しのとおりでございます。

想定加入人数は43名を見込んでおります。こちらは、アンケートを取った結果ですが、約6割が加入を希望しているということが分かりました。現在の部活動加入者数、中3を除くところに60%を乗じた数字となっております。その43名の2か月分の収支を試算した結果で、一定の余裕を持った運営が可能な設計となっております。

続いて、鉢盛クラブの体制についてでございます。

鉢盛クラブは、代表会長、副代表会長を中心に、地域クラブ連絡事務局、学校長、PTA代表、各クラブ代表者、各保護者会長等で構成される代議員会と各クラブの代表者、指導者、保護者会、クラブ員で構成される各クラブ、そして、会長、副会長、各クラブの指導者で構

成される指導者会を設置して、運営と指導の役割分担を明確化していきたいと考えています。

それらの内容につきましては、別添に規約を定めましたので、こちらでご確認いただければと思います。

最後に、今後の予定ですけれども、2月、3月は体験期間として鉢盛クラブの活動を始めながら各クラブの運営方針や保護者会の役割分担などを整理して、本格運用までに体制を整えていく予定です。

また、これまで顧問の先生が担ってきた事務については、地域クラブ連絡事務局が伴走支援しながら、必要に応じて業務の切り分けを進めます。

4月から本格運用になりますが、適正なクラブの会費につきましては、今後の国の補助制度等の活用を視野に入れながら、なるべく子供たちが参加しやすい形を検討してまいります。

また、2月14日、15日には、鉢盛クラブの体験会を開催して、鉢盛中学校、または近隣の児童・生徒にも広く鉢盛クラブを周知する機会をつくりたいと考えております。

説明は以上です。

○教育長（曾根原好彦） 質疑、意見ある方のご発言をお願いいたします。

清沢委員。

○教育委員（清沢郁恵） 今、進捗状況をお聞きしまして、ここまで大変なこともあったかと思えますけれども、いろいろな配慮していただいて、こういった体制づくりしていただき、ありがとうございます。

2点あるのですが、1点目は、保護者会の中で地域移行の説明があったのですが、その際に、鉢盛クラブの運営方針案の紙が配られて、これを保護者会で決める必要があるという話がありました。資料にあるようなクラブ規約というものを私はこの資料で初めて知ったのですが、この規約については、もう既に保護者会長、役員の方たちはご存じなのか、また、クラブ申込みをした保護者などに配るなどの予定はありますか。

2点目が、6番の（2）の部分ですけれども、大会やコンクールの申込みなどは今後は基本的に保護者会が行うという説明がありました。その他の業務もそうですけれども、顧問の先生がいたり、知っている方がいる間というのは聞いたりすることもできるので、いいと思うのですが、その先生が転勤などでいなくなったときや今後の保護者会を引き継いでいくという仕組みづくりというのも、必要な業務のマニュアル化について支援していただける体制をつくっていただければと思います。

以上です。

○教育長（曾根原好彦） 2点について、事務局、いかがでしょうか。

では、降籟事務局次長補佐。

○事務局次長補佐（降旗 基） まず、鉢盛クラブの規約に関しては、今月に入りまして、学校の顧問の先生方、それから、昨日も指導者の方たちを集めて指導者会というのもございました。その中では共有をさせていただいていますが、保護者の皆様には説明会の段階では規

約が固まったものがなかったので、案として出しましたが、これからは入会を申し込まれた保護者の方に配布する等、今後、随時提案していければと思っています。

また、この規約とは別に、それぞれのクラブごとの運営方針というのは作成していただく必要がありますが、こちらも保護者の方にゼロからつくっていただくのは難しいと思いますので、ある程度こちらのほうでテンプレートをつくりまして、保護者の方にはクラブ名を変えていただく、もし必要であれば細かいところを付け足していただくような形でつくっていければと思っていますので、よろしくお願いします。

それと、今ご提案いただいたのが。

○教育長（曾根原好彦） 大会の申込み。

○事務局次長補佐（降旗 基） 事務ですね。

事務に関しては、顧問の先生から、自分たちが担っている事務をどこに引き受けてもらうのかということいろいろと話になっていますが、それを保護者会でやってくださいというのは難しいところがあると思うので、まずは地域クラブ連絡事務局の運営を委託しているT O Y B O Xですとか、我々組合事務局のほうで、一旦顧問の先生から事務内容をお伺いして、この事務であれば、保護者会にお願いできるか、これは指導者の方にもお願いできるか、そういう事業仕分けをこれから進めていきたいと思っています。今まで部活動のように学校へ一極集中で、先生の負担になっていたものをなるべくこの地域移行であらゆる方に分散していくということが持続可能な活動につながっていくかなと思っています。誰がやっても、誰かが分かっている状態、そういう環境をつくっていききたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○教育長（曾根原好彦） よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、ただいまから集約したいと思います。

本件については承認としたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） では、承認と集約いたします。

◎報告第7号 松本市・山形村・朝日村中学校組合総合教育会議の開催結果について

○教育長（曾根原好彦） では、続いて、報告第7号 松本市・山形村・朝日村中学校組合総合教育会議の開催結果についてを議題といたします。

では、事務局、お願いいたします。

○事務局次長（小西えみ） それでは、総合教育会議の結果について報告をいたします。

日時につきましては、12月19日の金曜日、13時半から15時まで、松本市役所第一応接で実

施いたしました。

構成員につきましては記載のとおりです。

発表者につきましては、藤松学校長、西山統括コーディネーター、三澤専門員でございました。

懇談の内容ですが、テーマといたしましては、未来の鉢盛中学校を見据えた地域連携の在り方ということで意見交換を行いました。

発表の内容でございます。

まず、藤松校長先生のほうから、学校を取り巻く環境変化と地域との協働に求められる機能ということで、白峰タイムを通して地域の方の生きざまに触れ、体験を言葉や行動で表現し、自ら課題を見いだすことで、社会参画力と郷土愛を育てていきたい。また、空き教室を地域に開いて、学校をコミュニティスペースと活用して、中学生までに地域と深く関わった経験が将来地域に思いを返す循環につながると考えているというようなお話をいただきました。

また、西山コーディネーターからは、地域側から見た連携とリアルと今後の仕組みづくりということで、白峰タイムでは、全ての講座に地域の方が関わり、生徒と一緒に体験的な活動を進めていること、また、人材確保のために地域連携の意義やメリットを明確にして、将来的には、卒業生も含めた鉢盛応援団のような仕組みが形成されることを期待しているというような内容のお話がありました。

産学連携による新たな学びの場の創出と中学生の変容ということですが、三澤専門員からは、中学生から、地域経済を回したい、地域通貨を使えないかという相談があり、そこから経済の仕組みや地域内循環を本格的に考える学びが始まった。マルシェを開催した結果、地域経済への波及効果を実感できる取組となった。また、マルシェを通して、生徒は大人と対等に話すコミュニケーション力を身につけ、売上げにより、経済の動きや課題に目を向け、次の取組を考える姿勢へと成長していったというようなお話をいただきました。

また、意見交換の主な内容でございます。

まず、イベントづくりの苦勞が報われたときの子供たちの自信や充実感は大きく、学校を核にした地域づくりを進める必要性を感じた。

また、学校のコミュニティスペース化が進めば、部活動の地域展開の新たな可能性が生まれると感じた。

また、ボランティアの高齢化が進む中、無償を前提とせず、サポーターという考え方に転換し、謝金も含め柔軟な関わり方で若い世代にも参加してもらう必要があると感じている。

また、地域連携は単発で終わらせず、目的やコンセプトを明確にした上で調整役が必要であり、学校と大学、産業界をつなぐコーディネートの役割が今後ますます重要になる。

西山コーディネーターが学校に寄り添い、生徒の学びの指標をつくっている点が重要であり、校長はアセスメント、マネジメント、ファシリテートの力が求められていると強く感じ

た。

また、鉢盛中の学びは疑似体験ではなく、本物の社会や人と触れる実践であり、表現、発信まで行う学習が地域全体を学びの場に行っているというような意見交換が行われました。

当日の資料につきましては、別添のとおりでございます。

今後、会議録が松本市・山形村・朝日村中学校組合のホームページに公開し、広く住民に周知をいたします。

説明は以上です。

○教育長（曾根原好彦） では、質疑、意見ある方はご発言をお願いいたします。よろしいですかね。

（発言する者なし）

○教育長（曾根原好彦） それでは、集約いたします。

本件については承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（曾根原好彦） それでは、承認と集約いたします。

以上で議題は終わりました。

◎その他

○教育長（曾根原好彦） それでは、事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

◎閉 会

○教育長（曾根原好彦） それでは、以上で令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第3回定例教育委員会を終了します。

お疲れさまでした。

会議録調製職員 松本市・山形村・朝日村中学校組合事務局 主任 三浦 佑太

令和8年1月23日

署名議員 平 林 昌 廣

署名議員 清 沢 郁 恵